

※お役立ち情報については、参考情報として概要を記載したものであり、各制度の詳細については関係機関や専門家にお問い合わせください。

1. 農業法人について

農業法人とは、法人形態によって農業を営む法人の総称である。

学校法人や医療法人等の法的に定められた名称とは異なり、農業を営む法人に対し任意で使用される。

（１）法人化の動機

法人化の動機は人により様々である。しっかりとした目的意識を持って、法人化を行うことが大切である。

また、補助金や税制上の優遇といった目先の利益だけでなく、長い目で見た法人化のメリットを最大限生かすことが大事になる。

法人化の目的や法人の使命について、家族や生産組織の構成員すべてが納得する形にすることが大切である。

動 機 例	
経営規模を拡大したい	信用力を向上させたい
後継者や労働力を確保したい	経営継承を円滑に行いたい
経営の多角化（六次化等）を行いたい	経営管理をしっかりと行いたい

（２）会社法人と農事組合法人

法人形態は「会社法人」と「農事組合法人」に分けられる。

会社法人は営利目的の法人である。その中でも株式会社は、出資者が特段の制限なく出資に応じて株式数を取得できる。また、株主総会において株式数に応じた議決権（1株1議決権の原則）の行使を前提として決議がなされ、日常的な業務については取締役が決定する仕組みになっている。

これに対し、農事組合法人は、農業生産の協業による共同利益の増進を目的とする法人である。このため、構成員の公平性が重視され、議決権は1人1票となっている。また、構成員が3人以上必要であることが特徴である。

会社法人と農事組合法人の比較

	株式会社	農事組合法人
根拠法	会社法	農業協同組合法
事業	事業一般	①農業に係る共同利用施設の設置・農作業の共同化に関する事業②農業経営、付帯事業
構成員	1人以上	農民等3人以上
意思決定	1株1議決権による株主総会の議決	1人1票制による総会の議決
役員	①取締役1人以上（公開会社は3人以上） ②監査役（任意）	①理事1人以上（農民である組員ののみ） ②監事（任意）
雇用労働力	制限なし	組員（同一世帯の家族を含む）外の常時従事者が常時従事者総数の2/3以下
法人税※①	資本金1億円超の法人 23.4% 資本金1億円以下の法人 年所得 800 万円以下 15%※② 年所得 800 万円超 23.4%	①構成員に給与を支給する法人 左記に同じ ②上記以外 年所得 800 万円以下 15%※② 年所得 800 万円超 19%
事業税※①	資本金1億円超の法人 外形標準課税 資本金1億円以下の法人 年所得 400 万円以下 3.4% 年所得 400 万円超 800 万円以下 5.1% 年所得 800 万円超 6.7%	農地所有適格法人が行う農業（畜産業、農作業受託※③は除く）は非課税 特別法人 年 400 万円超 4.6% 普通法人に該当する場合は左記に同じ
設立時の登録免許税	資本金の額の 7/1,000 (15 万円に満たない場合は 15 万円)	非課税

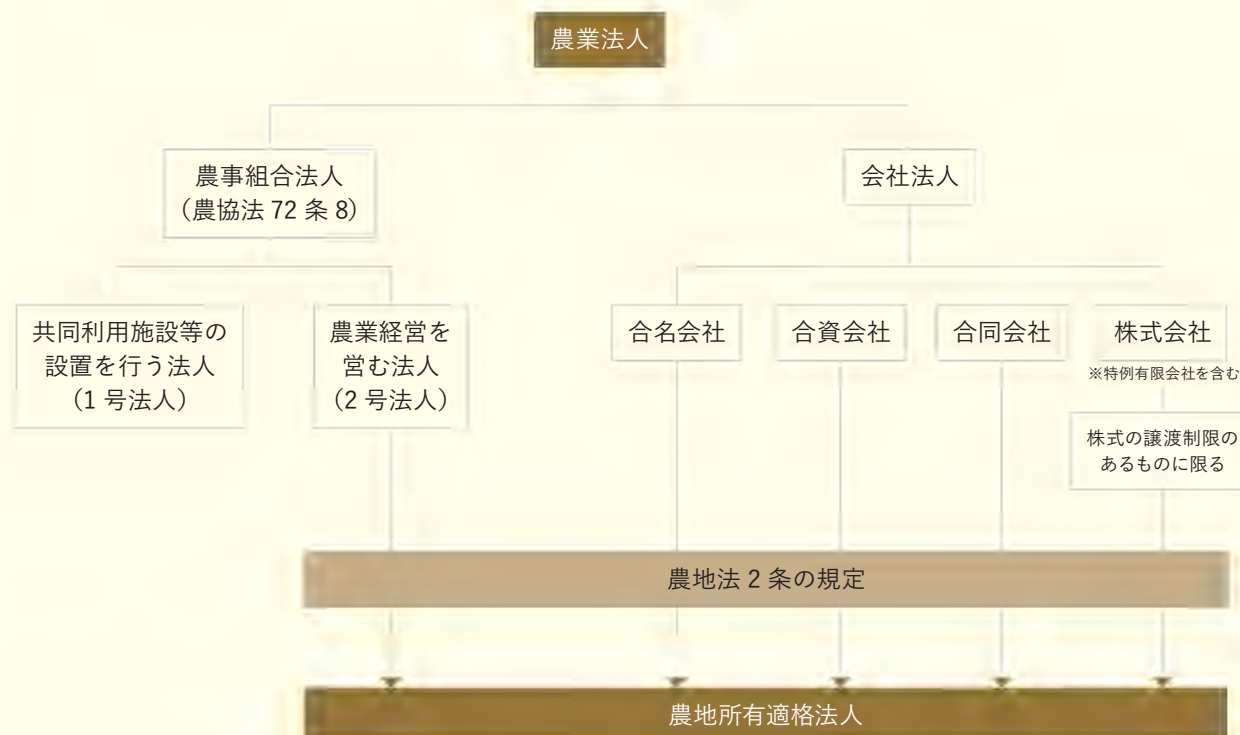
※① 平成 26 年度税制改正によって平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度から法人税額に対して 4.4%の地方法人税が創設され、それに伴い法人住民税の法人税制の税率が引き下げられ、一方で法人事業税の税率が引き上げられて地方法人特別税の税率が 43.2%（改正前 81%）に引き下げられました。

※② 平成 24 年 4 月 1 日から平 31 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に時限的に適用。本来は 19%。

※③ 一定の場合は非課税。

（3）農地所有適格法人と一般農業法人

この農業法人のなかで、農地法第 2 条第 3 項の要件に適合し、“農業経営を行うために農地を取得できる”農業法人のことを「農地所有適格法人」という。



(4) 農地所有適格法人の要件

法人が農地の権利を取得することにおいて、所有する場合には以下の通り 4 つの要件を満たす必要があり、これらの要件を備えた法人を農地所有適格法人という。

法人形態要件

事業要件

議決権要件

役員要件

※農地を所有せずに、借地にて経営を行う場合は、議決権等に制限はなく、役員等の 1 人以上が農業に従事すること、農地を適正に利用しない場合の契約解除を契約書へ記載すること等の条件を満たすことで対応可能である。

農地所有適格法人の要件

法人形態要件

農地所有適格法人の法人形態は以下のいずれかである。

- ①株式会社（非公開会社に限る）
- ②合名会社 ③合資会社 ④合同会社
- ⑤農事組合法人

事業要件

農地所有適格法人は、主たる事業が農業であることが必要である。

農業及び農業関連事業が売上高の過半となる必要がある。

【農業関連事業】

農産物の製造・加工、貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、林業、共同利用施設の設置（農事組合法人の場合のみ）、農村滞在型余暇活動に利用する民宿

議決権要件

1. 農業関係者
 - ・ 常時従事者（原則、年間 150 日以上勤務）、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が総議決権の 1 / 2 超
2. 農業関係者以外の構成員
 - ・ 保有できる議決権は総議決権の 1 / 2 未満

役員要件

- ・ 役員の過半が農業（関連事業を含む）に常時従事（原則、年間 150 日以上）する構成員であること
- ・ 役員または重要な使用人（農場長等）のうち、1 人以上が農作業に従事（原則、60 日以上）すること

* 注意事項 *

- ①農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告しなければならない。
- ②農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときは、農業委員会は法人に対し、必要な措置をとるべきことを勧告できる。

(5) 法人化の流れ

農業法人を設立する際にはまず、はじめにどのような法人形態にするのかを決める必要がある。

家族経営を法人化する場合に株式会社の設立が一般的であるが、仲間と一緒に法人化を目指す場合や、集落営農を法人化する場合には会社法人のほか、農事組合法人も選択肢に含まれる。

既に農業を営んでいる方は、事前に家族や生産組織の構成員と話し合い、将来、どのような農業法人にしたいのかも含めた長期的な視点をもって、法人化の目的、状況に合わせて法人の形態を選択することが望ましい。



(6) 法人化のメリット

経営上のメリット	経営管理能力の向上	1. 経営責任に対する自覚を持つことで、経営者としての意識改革を促進 2. 家計と経営の分離による、経営管理の徹底
	対外信用力の向上	1. 計数管理の明確化や各種法定義務（設立登記、経営報告等）を伴うため、金融機関や取引先に信用力を示す事が可能 2. 「企業」としてのイメージ向上により、商品取引や従業員の雇用等が円滑化
	人材の確保・育成	1. 労働環境の整備により従業員の待遇向上、雇用が円滑化 2. 法人に就職することで初期負担なく経営能力、農業技術の習得が可能なことから、新規就農者の確保が容易
	経営継承の円滑化	1. 法人の役員、社員等の中から有能な者を後継者として確保することが可能 2. 法人として経営・取引を行うことで、事業継承後も対外信用力が継続
制度上のメリット	税制面での優遇	1. 所得の分配による事業主への課税軽減 2. 定率課税の法人税の適用 3. 役員報酬の給与所得化による節税 ・役員報酬は法人税において損金算入が可能 ・所得税において役員が受け取った報酬は給与所得控除の対象となる 4. 使用人兼務役員賞与の損金算入 5. 退職給与等の損金算入 6. 欠損金の9年間繰越控除（青色申告法人に限る・個人は3年間） 7. 農業経営基盤強化準備金の活用（青色申告法人で認定農業者に限る）
	社会保障制度	1. 社会保険、労働保険の適用による農業従事者の福利増進 2. 労働時間等の就業規則の整備、給与制の導入による就業条件の明確化
	制度資金	1. 融資限度額の拡大（認定農業者に限る） 2. 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） 3. ・貸付限度額：個人3億円（特認6億円）、法人10億円（特認20億円） ・円滑化貸付：最大1億円の無担保・無保証貸付（認定農業者に限る）
	農地の取得	1. 農地中間管理機構が農用地等を現物出資することにより農地取得の負担軽減

2 農外企業による農業参入について

(1) 農地法の改正による企業の農業参入

①平成 21 年度農地法改正

平成 21 年度の農地法改正により、予め設定された実施区域外でも株式会社による農地の借入れが可能となり、農地の貸借期間の上限も 20 年から 50 年間に延長されたことで、農地賃借による企業参入は自由化された。

改正農地法施行前（平成 15 年 4 月～平成 21 年 12 月）における参入法人数は 436 社であったが、改正農地法施行後（平成 21 年 12 月～平成 28 年 6 月）における参入法人数は 2,222 社となり、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加している。

②平成 27 年度農地法改正

平成 27 年度の農地法改正により、農地を所有できる法人について、法人が 6 次産業化などの経営発展を目指す場合、資本増強が必要とされることから、構成員要件が撤廃され、誰からの出資も受け入れ可能となるとともに、決議権要件についても農業関係者以外の者が所有できる決議権が総決議権の 4 分の 1 以下から 2 分の 1 未満までに拡大された。また、6 次産業化により販売・加工等のウェイトが高まると、農作業に従事する役員の比率は下がらざるを得ないため、役員要件の見直しが行われ、役員又は重要な使用人（農場長等）のうち 1 人以上の者が農作業に従事することとされた。

また、農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、農地法上の法人の呼称が「農業生産法人」から「農地所有適格法人」へ変更された。

(2) 農地中間管理機構の活用

過去 20 年間で、耕作放棄地は約 40 万 ha に倍増し、担い手の農地利用は、全農地の約 5 割となっている。そのため、担い手への農地集積を行い、耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化を行い、今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造を実現するべく農地中間管理機構が設立された。

農地中間管理機構は、耕作者がいない農地の所有者などから農地を借り受けて、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付を行う都道府県段階の組織である。

農地中間管理機構は、都道府県知事が認可した貸付先決定ルールに基づき、公平・公正に農地の貸付先を決めることとしており、農外からの参入企業についても、機構が定期的を実施する農地の借入公募に応募することにより、農地中間管理機構から農地を借り受けることが可能である。

(3) 企業の農業参入形態

①農地所有適格法人を設立して参入

農地法で農地の取得・利用が認められている農地所有適格法人は、近年、各地で設立が進んでおり、地域農業を支える重要な担い手として、様々な経営形態で事業展開が図られている。

企業が農業に参入する形態として、農地所有適格法人を活用する場合、出資や役員構成、事業内容などに制限があるため、企業の役員等が個人の資格で農地所有適格法人の構成員となり、農業常時従事者として出資するなどの事例が見られる。

②既存の農地所有適格法人に出資して参入

企業が既存の農地所有適格法人に出資するなどの手法により運営に参画し、農業に参入する場合、既存の法人が保有する経営資産（農地・機械・施設等）を活用できることから、初期投資を抑えることが可能となる。

なお、既存の農地所有適格法人が株式会社の場合、保有できる議決権は総議決権の2分の1未満までとなっている。

③一般企業が直接参入

農地所有適格法人の要件を満たさなくても、農地取得が貸借のみであれば、一般企業（農地所有適格法人以外の法人等）も農業に直接参入することが可能となる（ただし、農地の貸借の許可を受けるには、以下の要件を満たす必要がある）。

（ア）農地を適正に利用していない場合に貸借契約に解除条件が付されていること。

（イ）地域における適切な役割分担のもとに農業経営を行うこと。

（ウ）業務執行役員又は重要な使用人（農場長等）のうち1人以上の者が農業（経営や企画管理労働等を含む。）に常時従事すること。

3 税務・会計について

(1) 法人経営と個人事業の違い

①経営面

(ア) 家計と経営の分離ができる

個人事業における事業用の現金預金は、事業の元入金や利益など事業活動の結果のみから構成されているとは限らない。個人事業の会計処理においては「事業主貸」「事業主借」という勘定科目を使って、事業用の預金から個人の家計へ移したり、逆に個人の預金から事業用の預金に振り替えたりすることが多い。そしてこの「事業主貸借」は暦年で「元入金」へと清算されてしまうため、事業用の現金預金がどのような流れでその残高になったのかわからないことがある。

一方、法人経営においては、役員報酬又は給与という形で法人から個人に支払われる。「役員からの借入金の返済」などの形でも資金は移動するが、それは会計上「借入金の返済」という形で、資産や負債の内容を示す貸借対照表に処理として残り、翌年以降にも引き継がれていく。このように、資金についての流れが把握できるようになり、家計と経営の分離ができる。

(イ) 合理的な経営がしやすくなる

個人事業においても合理的経営は可能である。上記①－(ア)のような面も含め、会計処理の原則に従って処理を行うことで、経営についての計数管理ができるようになる。それにより、自らの経営の推移や、他社との比較もできるようになり、合理的な経営がしやすくなるといえよう。

(ウ) 対外的信用が向上

地方から都市部の市場に出荷する際や、直接小売業者などと契約をする場合、法人であることを求められることがある。また、金融機関においても貸出枠が拡大する場合もある。

(エ) 雇用の安定につながる

法人化することで社会保険料等の負担が増加することがある。一方で、今後農業において雇用という形が一般化すると予測され、求職者としては社会保険の整備されている経営体への就職を望む人が多いのも事実である。

②税制面

(ア) 個人の事業所得から法人の利益と役員報酬に対する課税への変化

個人事業の時は、青色申告であれば青色専従者給与として親族への給与を支払うことができるが、その残額は事業主の事業所得として課税される。所得税の税率は超過累進税率が用いられており、所得が高くなるほど高い税率が課される。

一方、法人となった場合は、役員報酬または給与という形で所得の配分ができるようになる。もともと違いが出るのが、事業主（法人化後は社長など）に対する課税である。

法人には、役員報酬も引いた後の利益に対して課税される。この税率は、中小企業の場合年 800 万円までは 15%、年 800 万円超に対しては 23.4%（平成 30 年 4 月 1 日より前までに開始する事業年度、以後は 23.2%）となっている。

また、役員報酬として得た収入は「給与所得」となる。給与所得に対しては、得たそのままの金額に課税されるわけではなく、得た金額から「給与所得控除額」を控除した後の金額に課税されることになっている。

(イ) 繰越欠損金の繰越し期間

青色申告書を提出している場合など一定の条件の下で、所得税においては損失額を 3 年間繰越することができる一方、法人税においては欠損金を 9 年繰越することができる。

(ウ) 役員や従業員の退職金

法人においては一定の条件のもと、役員や従業員に対する退職金を損金に算入することができる。

(エ) 事務負担の増加

税制面そのものではないが、所得税と比較して法人税の申告書等の作成などが必要となる。また、事業を廃止する場合も複雑な手続きが必要である。専門的な知識を有する税理士等への経費負担が増加することが予想される。

(2) 法人化時に発生する税務処理・手続きについて（資産の譲渡・売買等）

① 個人事業者の営農資産を設立法人に引継ぐ際の留意点

個人事業者の営農資産の中には設立法人に譲渡しなければならない棚卸資産（畜産経営での肥育牛など）と農地・建物・施設・農機など譲渡のほか有償または無償で貸付けできる資産がある。

〈資産の種類別引継ぎの留意点〉

現金預金	資本金として拠出する資金以外、個人事業の現金預金は原則引き継ぎはない。個人事業のときの借入金や貸借契約を引き継ぎ、その決済に使用していた個人名義の口座を使用しなければならない場合、法人設立前日の残額で引き継ぎ、設立法人は個人事業者からの役員借入金として処理しておく。
棚卸資産	肥料・飼料・農薬、販売用動物、農産物などの生産品は設立法人に有償で譲渡する。この場合、個人事業時の帳簿価額で譲渡すれば譲渡所得は生じない。たとえ畜産経営など棚卸資産（肥育牛）だけでも数億円となる場合であっても、帳簿価額（原則：取得価額＋育成費－減価償却費）で設立法人に譲渡すれば譲渡所得は発生しない。もちろん、個人事業者にとっては通常通り消費税の課税売上げになる。譲渡すべき棚卸資産が多額な畜産経営等のケースでは、設立法人は、設立と同時に消費税の本則課税事業者を選択して消費税の還付を受けることができる。 あわせて、このような棚卸資産だけでも多額になる場合、設立法人が個人事業者から資産を購入する資金は、設立法人が税制上の様々な優遇措置を受けるために資本金が1億円を越えて膨らまないように借入金とするのが望ましい。
農機などの減価償却資産	法人に時価で譲渡する。帳簿価額をもって時価として差し支えなく、帳簿価額で譲渡すれば譲渡所得は生じない。個人事業者にとって消費税の扱いは棚卸資産と同様課税売上げとなり、法人側では課税仕入れとなり還付の対象になる。
建物・構築物などの減価償却資産	賃貸するのが一般的ではあるが、譲渡するときは同じく時価で譲渡する。この場合も帳簿価額を時価として差し支えなく、帳簿価額で譲渡すれば譲渡所得は生じない。不動産については取得する法人について登記費用や不動産取得税などの負担が生じることに留意。消費税の扱いは同上。
土地	賃貸するのが一般的であるが、上記建物と同じく時価での譲渡も差し支えない。登記費用や不動産取得税などの負担が生じるのは、農機取得の場合と同じ。個人事業者は、農用地利用集積計画により譲渡した場合、譲渡所得には800万円の特別控除がある。

② 補助事業により取得した資産を引継ぐときの留意点

個人事業時に補助金により取得した農機・施設については、設立法人はその補助条件を引き継ぐことになる。

個人事業時に補助事業等により取得した農機、施設等を設立法人に引き継ぐ場合には、一定の場合を除いて手続きが必要である。また、有償譲渡か無償譲渡か、補助条件を承継するのか否か等によって、国庫納付の対応が必要な場合がある。そのため、地方農政局等に事前に相談することが大切である。

貸付にした場合は無償・有償を問わず所有権は個人に残り、当然所有にかかる固定資産税などの

個人負担も残る。更に、減価償却費や公租公課などは事業者でなくなった個人事業の必要経費とすることができないことにも留意する必要がある。この点は、前記①の一般的な引継ぎの際の留意点でもある。（なお、補助金で取得した資産については“有償貸付”が補助金交付の目的外にならないことの確認や“利用困難財産処分承認”などの手続きがあるので、引継ぎに関しては事前に地方農政局や農政事務所と協議することが望ましい。）

③ 「農業経営基盤強化準備金」の扱いについて

個人事業の農業経営で積み立てた「農業経営基盤強化準備金」は法人に引き継ぐことはできない。個人営農期の「準備金」を有する場合は、法人化する前に取り崩して農機などの資産を取得し、その資産について圧縮記帳してから法人に貸付するのが一般的である。

無償で譲渡すると時価で譲渡したものとみなされ、発生した譲渡所得に対し譲渡した個人に課税されるので、圧縮記帳しても帳簿価額がゼロにならなかった農機などは少なくとも時価の1/2以上の価格で法人に譲渡すれば譲渡所得を少なくすることができる。又、この制度で圧縮記帳し帳簿価額がゼロになった農機などは法人に無償で貸付するほうが有利な場合が多い。

（参考）「農業経営基盤強化準備金」制度とは

経営所得安定対策などの交付金を“農業経営改善計画”に従って準備金として積み立てた場合、個人事業では必要経費に、法人では損金に算入できる制度。

この準備金積立額は、資産取得に充当されなかった場合、交付を受けた事業年度（年）から数えて7年目には取り崩して総収入金額・益金に算入しなければならないが、それまでの間に取り崩して“農業経営改善計画”に記載した農用地や農機・施設などの固定資産を取得した場合には圧縮記帳ができる制度。準備金として積立てずに交付金などで固定資産を取得したときにも圧縮記帳ができる同一事業年度であれば交付金の交付決定通知前に取得した資産でも対象となるが、その機械や施設は前記のとおり“農業経営改善計画書”に記載した『新品』に限られるので留意が必要。

又、この制度の適用を受けるためには確定申告書に「農業経営基盤強化準備金に関する証明書」（地方農政局が発行）等の農林水産大臣の証明書の添付が必要で、この証明書の交付を受けるために、「準備金に関する報告書兼実績報告書」等を作成し、「農業経営改善計画書の写し」等を添えて、地方農政局等に提出し審査を受けなければならない。証明書発行に時間を要するので、確定申告の1カ月以上前には手続きをとることが望ましい。＜詳しくは、最寄りの地方農政局や県域拠点などに確認を。＞

4 労務管理について

(1) マイナンバーについて

マイナンバーとは個人毎に、国が決めた 12 桁の番号のことである。各行政機関の個人情報を連携させることにより、いろいろな行政手続きが簡素化され、国民の利便性が向上！

マイナンバーは、従業員を雇用している農業法人の皆様も、税金や社会保障の届出などに必要となる。

a. 農業経営において、どの様な時に、又、誰からマイナンバーを集める必要があるのか？

マイナンバーが必要なおもなケース

マイナンバーが必要なところ	マイナンバーを提供すべき人
勤務先（農業法人←従業員）	・給与、退職金などを受け取った人（従業員・扶養親族分含む） ・雇用保険に加入する人（新入社員）など 〔健康保険・厚生年金の加入、国民年金第3号被保険者（従業員の配偶者）の届出など→平成 29 年以降（予定）〕
契約先（農業法人←税理士など）	・報酬などを受け取った人（例：税理士、社会保険労務士など）

＜具体的には＞

- ・税務関係→「扶養控除等申告書」、「源泉徴収票」（税務署へ）、「給与支払報告書」（市町村へ）に、従業員・扶養親族の「マイナンバー」の記入が必要
- ・雇用保険関係→「取得届」（入社時）、「喪失届」（退社時）などに従業員の「マイナンバー」の記入が必要 **入社時に必ず「マイナンバー」をもらうように！**

b. 収集時の注意点は？

- マイナンバーを従業員などから集めるときは、「利用目的」をきちんと説明することが必要である。
- 法律で認められた利用目的を、従業員などに、具体的に書面で示すことが必要。
（例：「源泉所得税関係事務」、「雇用保険関係事務」）
- なりすまし防止のため、「本人確認」は厳格に！
「番号のみでの本人確認」では、なりすましのおそれがあるため必ず、番号が正しいことの確認（「番号確認」）に加え、番号の正しい持ち主であることを確認する「身元確認」が必要である。

＜具体的には＞→下記の①又は②

個人番号の確認		身元（実在）の確認	
①	個人番号カード※		
②	通知カード※	か 住民票（番号付き） など	運転免許証 か パスポート など

★写真付の証明書類がないときは、健康保険証と年金手帳などの2以上の書類の提示で可

★写真付の証明書類がないときは、健康保険証と年金手帳などの2以上の書類の提示で可

※「通知カード」→平成 27 年 10 月以降市町村役場から郵送済（写真なし）「個人番号カード」→市町村役場に申請が必要（写真あり）

● 扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要な場合がある

- ・ 所得税の「扶養控除等申告書」の提出については、従業員に届出義務があるので、「扶養親族についてマイナンバーの本人確認」も従業員が行うことになっているため、農業法人として「扶養親族についての本人確認」を行う必要はない。
- ・ 「国民年金の第3号被保険者」の届出義務は、従業員の配偶者にあるため、農業法人として「配偶者のマイナンバーについての本人確認」が、別途必要になる。

c. 保管時、廃棄時の注意点は？

● マイナンバーの保管・廃棄にも制限がある

- ・ マイナンバーを含む個人情報、法律で認められた事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができる。
- ・ マイナンバーが記載された書類等のうち法令によって一定期間保存が義務付けられているものは、その期間保管しなければならない。
- ・ 従業員から提供を受けたマイナンバーを「給与の源泉徴収事務」、「雇用保険届出事務」などのために翌年度以降も利用する必要があるため、マイナンバーを含む個人情報も続けて保管ができる。
- ・ 従業員の退職などでその人のマイナンバーを使う必要がなくなった場合で、法令で定められた保存期間を経過したときは、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。
- ・ なお、マイナンバーの部分、復元できない程度にマジックで黒塗り又はデータ削除した上で、マイナンバー以外の情報の保管を続けることは可能である。
- ・ このように、マイナンバーの保管・廃棄についても、厳格な条件が課されており、廃棄又は削除を前提として、廃棄時期が明確になるよう、年限別に管理することなどの仕組みを考えておくべきである。

d. 安全管理措置は？

- ・マイナンバー担当者を決めて、担当者以外は取り扱わないように。
- ・マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる場所に保管を。
- ・ウィルス対策ソフトを最新版にし、情報セキュリティをしっかりと。
- ・マイナンバーに関する事務を外部へ委託する場合でも、委託先に対して監督責任がある。

e. マイナンバーの提供を拒否する従業員がいたら？

農業法人として、マイナンバーを記入する義務があるので、拒否する従業員に対しては、マイナンバー制度の必要性や法人内の安全管理措置などを十分に説明し、提供するよう粘り強くお願いする。(マイナンバーの記入がなくても、役所は当分の間受け付けてくれる。)

f. 罰則は？

- ・正当な理由なくマイナンバーを含んだ個人情報を第3者に提供した場合、「4年以下の懲役又は200万円以下の罰金」が科せられる。→わざと洩らさない限りは罰せられない！
(但し、従業員などから“民法上の責任(慰謝料他)”を問われることがある。)

(2) 労務管理のポイント(法人適用の社会保障制度等について)

【法人化により変わる社会保障制度(労働・社会保険制度)】

法人化のハードルの一つに労働保険と社会保険への加入がある。ハローワーク(職安)の求人票にも労働・社会保険の加入状況があり、就職先の決定においても大きな要素になっている。法人化により、加入すべき保険は下記のとおり。

		労働保険		社会保険	
		労災保険	雇用保険	厚生年金	健康保険
個人経営	5人未満	△	△	△	△
	5人以上	○	○	△	△
法人経営	1人以上	○	○	○	○

(△は任意加入、○は強制加入)

① 労働保険のしくみ

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称である。

【労災保険】⇒(窓口は)労働基準監督署

(ア)事業所が労災保険(労働者災害補償保険)に加入すると、従業員が業務上でけがや病気あるいは死亡した場合、また、通勤災害においても労災保険から給付が行われる。これにより、

本来事業主（使用者）が負っている災害補償責任が免れることになる。法人事業所は、農業でも従業員が1人でもいれば強制加入となっており、働く側にとって大きな安心感が生まれる。

（イ）労災保険は、従業員毎に加入するのでなく、経営体として加入するため、そこで働くパート・アルバイトでも、労働時間や雇用形態に関係なく労災保険の対象となる。

（ウ）労災保険料は、全額事業主負担。保険料率は業種により決まっており、農業は13/1000（平成28年度）。

（エ）従業員だけでなく、事業主も労災保険に特別加入者として加入することで、労災保険からの給付を受けることができる。

【雇用保険】⇒ハローワーク

（ア）給付は、従業員が失業した場合だけでなく、育児休業中の給付等もある。また、大型特殊免許等の取得に際して助成される教育訓練給付もある。

（イ）雇用保険への加入は1週間に働く時間が20時間以上で31日以上継続して雇用が見込まれる者としている。また、地域によっては、雪の降らない時期だけ季節的雇用（この場合、1週間の労働時間を30時間以上で4カ月を超えて雇用）として加入することもできる。

（ウ）平成29年1月より、新たに65歳以上の従業員を雇入れた場合も雇用保険に加入することができる。

労災保険と雇用保険の加入

	要件
労災保険	労働時間、雇用形態にかかわらず適用される。 原則事業主には適用されない。⇒特別加入へ
雇用保険	1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上雇用の見込みがあること。 法人の役員等は原則加入できない。

② 社会保険のしくみ

社会保険とは、厚生年金と健康保険のことをいう。法人化した場合、事業主1人でも社会保険への加入義務が生じる。ただし、以下の人は加入しなくてもいいことになっている。

①	1週間の所定労働時間又は1ヶ月の勤務日数が通常に働く人の4分の3未満の場合
②	2ヶ月以内の期間を定めて働く人⇒所定の期間を超え働くようになった場合は加入
③	季節的業務（4ヶ月以内）で働く人 ⇒当初から継続して4ヶ月を超えて働く見込みのある場合は加入

【厚生年金】⇒年金事務所

（ア）厚生年金は国民年金の上乗せの年金であることから、加入することで、将来老後に受け取れる年金が増え老後の安定につながる。

(イ) 障害や死亡の場合についても、厚生年金独自の給付がある。

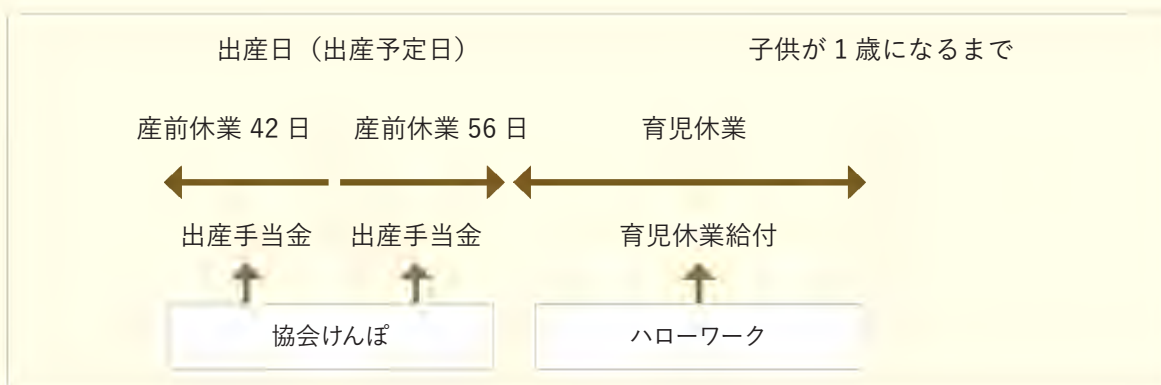
(ウ) 年収 130 万円未満の扶養する妻（夫）がいる場合、国民年金の第 3 号被保険者として年金の保険料や健康保険の保険料負担がなくなる。

【健康保険】⇒協会けんぽ

(ア) 健康保険には、国民健康保険にない下記の制度がある。

傷病手当金	業務外の病気やけがのため 4 日以上休み無給となった場合	休業前賃金の概ね 3 分の 2 相当の給付	支給開始から 1 年 6 カ月の範囲の中で要件に該当したとき
出産手当金	出産のために休み無給となった場合		産前・産後休業期間中

社会保険に加入している事業所の出産・育児の給付例



③ 労働・社会保険料の決定方法及び負担額

(ア) 労働保険（労災・雇用保険）は、毎年 4 月から翌年 3 月までの賃金見込み額に労災・雇用保険料率を乗じて概算額で支払い、翌年 3 月で支払賃金が確定したところで精算し、翌年の概算保険料と合わせて納付する。

(イ) 社会保険（厚生年金・健康保険）の保険料は、加入の時点の賃金、毎年 4・5・6 月の平均額、固定賃金の大幅な変動等により、保険料が決定され、事業主が従業員分と合わせて毎月保険料を納めることになる。法人化して社会保険に加入することは従業員には大きなメリットがあるが、事業主負担も大きくなる。

労働・社会保険の負担額

	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金	合計	年額
事業主負担	2,600	1,600	10,000	18,182	32,382	388,584
従業員負担	なし	1,000	10,000	18,182	29,182	350,184
合計	2,600	2,600	20,000	36,364	61,564	738,768

（前提：給料 20 万円 健康保険料率は全国平均）2017 年 1 月現在 （単位：円）

公益社団法人日本農業法人協会は法人設立や法人化後の経営について、
相談に応じております。
お気軽にお問い合わせください。



農業経営・法人化
についてお悩みの方へ

**相談
無料**

**相談窓口
のご案内**

専門家が皆様の課題解決のお手伝いをいたします。

**まずは、
お電話
ください。**

☎03-6268-9760

公益社団法人 日本農業法人協会

農業法人組織のご案内

全国の農業法人が集まって出来た農業法人組織が（公社）日本農業法人協会（参加は任意）です。
他方、都道府県段階での農業法人組織（参加は任意）もあり、農業法人の経営の確立・発展のための情報収集や提供、提案・提言活動等を行っています。以下に都道府県農業法人組織をご紹介します。

都道府県農業法人組織		住所	電話番号
北海道農業法人協会	060-0062	札幌市中央区南 2 条西 6-8-14 一閣ビル 1 階	011-233-0145
青森県農業法人協会	030-0802	青森市本町 2-6-19 青森土地改良会館 4 階	017-774-8580
岩手県農業法人協会	020-0024	盛岡市菜園 1-4-10 第二産業会館 4 階	019-626-8545
宮城県農業法人協会	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 県仙台合同庁舎	022-275-9164
秋田県農業法人協会	010-0951	秋田市山王 4-1-2 秋田地方総合庁舎 5 階	018-823-2785
山形県農業法人協会	990-0041	山形市緑町 1-9-30 緑町会館 6 階	023-622-8716
うつくしまふくしま農業法人協会	960-8043	福島市中町 8-2 県自治会館	024-524-1201
茨城県農業法人協会	310-0852	水戸市笠原町 978-26 茨城県市町村会館 2 階	029-301-1236
栃木県農業法人協会	320-0047	宇都宮市一の沢 2-2-13 「とちぎアグリプラザ」 2 階	028-648-7270
群馬県農業法人協会	371-0854	前橋市大渡町 1-10-7 県公社総合ビル	027-280-6171
彩の国埼玉・農業法人協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-12-9 県農林会館	048-829-3481
一般社団法人千葉県農業協会	260-0013	千葉市中央区中央 4-10-12 蚕糸会館 2 階	043-222-9400
東京都農業法人協会	190-0023	立川市柴崎町 3-5-24 東京第 2 ビル 2 階	042-525-0780
神奈川県農業法人協会	231-0023	横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 10 階	045-201-0895
山梨県農業法人協会	400-0034	甲府市宝 1-21-20 県農業共済会館内	0552-28-6811
岐阜県農業法人協会	500-8384	岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 2 階	058-268-2527
静岡県農業法人協会	422-8619	静岡市駿河区曲金 3-8-1	054-284-9620
愛知県農業法人経営者協会	460-0003	名古屋市中区錦 3-3-8	052-951-6957
みえ農業法人会	514-0004	津市栄町 1-891 三重県合同ビル 2 階	059-213-2022
新潟県農業法人協会	951-8116	新潟市中央区東中通 1 番町 189-3	025-230-2025
富山県農業法人協会	930-0096	富山市舟橋北町 4-19 富山県森林水産会館 6 階	076-441-8961
石川県農業法人協会	920-8203	金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館 4 階	076-225-7621
福井県農業法人協会	918-8215	福井市松本 3-16-10 福井合同庁舎 2 階	0776-21-8234
長野県農業法人協会	380-8614	長野市大字南長野北石堂町 1177-3 JA 長野県ビル 6 階	026-236-2020
滋賀県農業法人協会	520-0807	大津市松本 1-2-20	077-523-2439
京都府農業法人経営者会議	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2 府庁西別館	075-441-3660
大阪府農業経営者会議法人部会	540-0011	大阪市中央区農人橋 2-1-33 JA バンク大阪信連事務センター 3 階	06-6941-2701
兵庫県農業法人協会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-15-3 兵庫県農業共済会館	078-391-1221
奈良県農業法人協会	630-8501	奈良市登大路町 30 県庁分庁舎	0742-22-1101
和歌山県農業法人協会	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁 2-1 和歌山県自治会館 6 階	073-432-6114
鳥取県農業法人協会	680-8570	鳥取市東町 1-271 県庁第 2 庁舎 8 階	0857-26-8371
島根県農業法人協会	690-0876	松江市黒田町 432-1 島根県土地改良会館 3 階	0852-22-4471
岡山県農業法人協会	700-0826	岡山市北区磨屋町 9-18	086-234-1093
広島県農業法人協会	730-0051	広島市中区大手町 4-2-16 農業共済会館	082-545-4146
山口県農業法人協会	753-0072	山口市大手町 9-11 山口県自治会館 2 階	083-923-2102
徳島県農業法人協会	770-0011	徳島市北佐古一番町 5-12 徳島県 JA 会館 8 階	088-678-5611
香川県農業経営者協議会法人部会	760-0068	高松市松島町 1-17-28 県高松合同庁舎 5 階	087-812-0810
愛媛県農業法人協会	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-943-2800
コチ・アグリマゼジメント・クラブ	780-0850	高知市丸ノ内 1-7-52 高知県庁西庁舎 3 階	088-824-8555
福岡県農業法人協会	810-0001	福岡市中央区天神 4-10-12	092-711-5070
佐賀県農業法人協会	849-0925	佐賀市八丁畷町 8-1 佐賀総合庁舎 4 階	0952-20-1810
長崎県農業法人協会	850-0861	長崎市江戸町 2-1 県庁第三別館	095-822-9647
熊本県農業法人協会	862-8570	熊本市中央区水前寺 6-18-1 県庁本館 9 階	096-384-3333
大分県農業法人協会	870-0044	大分市舞鶴町 1-4-15 農業会館別館 2 階	097-532-4385
一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会	880-0913	宮崎市恒久 1-7-14	0985-73-9211
鹿児島県農業法人協会	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1 県庁 11 階	099-286-5815
沖縄県農業法人協会	901-1112	島尻郡南風原町本部 453-3 土地改良会館 3 階	098-889-6027